

建築物及びその敷地に関する事項

区画整理地内の場合は、従前地番と(仮換地番)を記載

【1. 地名地番】茨城県つくば市〇〇字〇〇123-123番地 他〇〇筆

【2. 住居表示】

字名を忘れずに記載

他〇〇筆は、全ての地番を備考欄に記載

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
- 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接する長さ】

最大幅員の道路に接する長さを記載

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】

(1) ()
(2) ()

前面道路幅員による容積率制限 4/10, 6/10 が適用

【ロ. 用途地域等】 () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の容積率】 () ()

【ホ. 角地緩和】 (1) ()

【ヘ. 地区計画】 (2) ()

角地緩和の数値加算はない

へは以下の場合に記入し、適用後の数値を記入する
法52条7項(用途地域が2以上にわたる場合)
9項(前面道路が15m以上の道路に接続している場合)
12項(前面道路により容積率が決定する場合)

【ヘ. 敷地】 建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 () ()

【ト. 敷地】 建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 () ()

【チ. 備考】

トは角地緩和適用時に記入し、角地緩和後の数値を記載

【8. 主要用途】 (区分)

【9. 工事種別】

- 新築 増築 共同住宅(〇〇戸)、長屋(〇〇戸)の表示 変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 () () () ()

【ハ. 建蔽率】 () () () ()

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】 () () () ()

【エ. その他】 () () () ()

【フ. その他の不算入部分】 () () () ()

- 【7. 住宅の部分】 () () () ()
 【8. 老人ホーム等の部分】 () () () ()
 【9. 延べ面積】
 【10. 容積率】

【12. 建築物の数】

- 【イ. 申請に係る建築物の数】
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る)

- 【イ. 最高の高さ】 ()
 【ロ. 階数】 地上 ()
 地下 ()
 【ハ. 構造】
 【ニ. 建築基準法第5条第1項に該当する建築物であるときは】
 【ホ. 適用があるときは】
 道路高さ制限不適用

- 都市計画法第29条、第43条、第53条の許可番号・日付 (検査済証の番号・日付)
 都市計画法施行規則第60条証明の番号・日付
 仮設建築物の許可番号・日付
 一団地認定の番号・日付
 建築基準法第43条、第44条、第48条、第51条の許可番号・日付
 水路占用の許可番号・日付
 旧宅証明の番号・日付
 その他必要な許認可等

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【16. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

- (第 回) 年 月 日 ()
 (第 回) 年 月 日 ()
 (第 回) 年 月 日 ()

【18. 建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

- 要 否

【19. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

- 有 無

【20. その他必要な事項】

- 特定工程適用除外である場合は、その旨の表示
 計画変更の場合の変更内容
 【12.イ】欄で計上されない建築物の用途及び床面積 (10㎡以下の建築物)
 建築協定
 その他

特定工程対象建築物 (日付と工程を記入して下さい。)

- 木造、かつ2F以上、かつ延べ面積100㎡以上の住宅 (一戸建て住宅、共同住宅、長屋)
 3F以上、または延べ面積500㎡以上の建築物
 (用途は、指定していない)

※適用除外

型式認定、仮設建築物、枠組壁、丸太組、建設住宅性能評価等